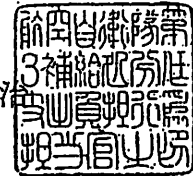


公 示

第3補給処公示第6号
15. 4. 8

業者各位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処長
小野田 雅



航空自衛隊第3補給処の装備品等外注整備における修理限度額超過に
関する処理要領について

標記について、別紙のとおり定めたので公示します。

なお、第3補給処公示第5号(13.4.12)については、廃止します。

添付書類：別紙「修理限度額超過に関する処理要領」

修理限度額超過に関する処理要領

1 適用範囲

本要領は、第3補給処における外注整備（現地整備を除く。）契約に適用する。

2 用語の定義

(1) 修理費

修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費、梱包輸送費等の総費用をいう。

(2) 取得価格

当該装備品等の取得価格をいう。

(3) 修復率

修理費と取得価格の割合（百分率）をいう。

(4) 協議区分

付表に示す修理限度額超過品の処置に関する協議の区分をいう。

3 処理要領等

(1) 修理不能見込品申請書の提出

ア 契約書の内訳表に協議区分を定めていないものは、監督官の確認を得た修理不能見込品申請書（第3補給処入札及び契約心得 様式3.8）5部を調達部契約課長（契約担当者）に提出する。

イ 契約書の内訳表に協議区分を定めてあるものは、協議区分に応じ前号の処置に準じて実施する。

(2) 修復率の計算要領

ア 修復率の計算は、物品の一連番号ごとに実施する。

イ 取得価格は、調達要求時に示す価格による。

ウ 官給品価格は、必要の都度別途示す価格による。

エ 部品負担区分が不明の場合は、官給を受けるものとして計算する。

オ 修理不能品又は要修理品から部品を共食いした場合は、修理費の計算に含めない。

協議区分の記号等

協議区分	修復率	契約会社の処理要領
A	65%以上	1 修理作業は、中止する。 2 「修理不能見込品について」申請する。 3 修理不能に係る契約変更を行う。
B		1 協議区分Aの第1項及び第2項に同じ。 2 修理可能の場合は、官からの通知により作業を継続する。 3 修理不能の場合は、協議区分Aの第3項に同じ。
C	65%～100%	※ 修理可能品として、作業を継続する。
	100%以上	協議区分Bに同じ。
D	65%～200%	※ 修理可能品として、作業を継続する。
	200%以上	協議区分Bに同じ。
E	修理限度額 適用外	※ 修理可能品として、作業を継続する。

※ 外注整備共通仕様書（3補LPS-E00001）2.9項の規定にかかわらず、超過の申出は不要とする。